

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業

■公募設置等指針 新旧対照表

| No. | ページ・項目等 | 修正前 | 修正後 | 修正箇所 |
|-----|---|--|--|-----------------------|
| 1 | P16 (3)利便増進施設の 設置等に係る事項 ②看板、広告塔 1行目 | 看板、広告塔は、 地域における催し等に関する情報を提供するものが含まれることを推奨するとともに、周辺環境に調和したものとしてください。 | 看板、広告塔は、 主として地域における催し等に関する情報や、公園内のイベント開催に関する情報など、地域住民の利便増進に資するものであるとともに、周辺環境に調和したものとしてください。 | 都市公園条例上の取扱いとの整合を図るため。 |

以 上